

第Ⅱ章 学生定員の量的変化

第1節 「統計的手法」による実態の分析

(イ) 実態の推移

わが国の短期大学教育は、戦後の高等教育の民主化と機会均等の理念のもとで学校数および学生定員の拡大をはかり、複雑多岐にわたる社会の要請にこたえてきた。それでは短期大学制度30余年における学校数および学生定員の量的変化の詳細とはどのようなものであったのであろうか。ここでは、まずその実態を昭和25年の短期大学制度の発足時点に遡り明らかにしたい。

表1 設置者別設置認可短大の推移

開設 年度 設置者	昭和 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 4041 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56																																																								計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
国　　立	4	3	5	5	2				2	3	3	3			1		1					1	2	1	2	3	1	2	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

東京都立立川短大および福山市立女子短大は公立移管前の私立として計算

表1は、その一端を短期大学の設置状況によって示したもので、そこからは次のような指摘ができる。第1に、わが国短期大学は制度発足以来30余年の間に国立47校、公立68校、私立497校のあわせて612校が設置認可されていること、第2に、昭和25年以降、今日まで継続的に開設されていること、しかし、それは私立短期大学が主体であること、第3に、表1および表1をグラフ化した図1から明らかとなおり短期大学開設のピークが昭和25年度と昭和41年度にあることである。この両年のピークは、昭和25年度の場合には短期大学制度が暫定的ながら発足したことに、そして昭和41年度の場合には昭和39年に「学校教育法」が改正され、短期大学が正規の教育機関として位置づけられ、制度の恒久化をみたことによるものと思われる。

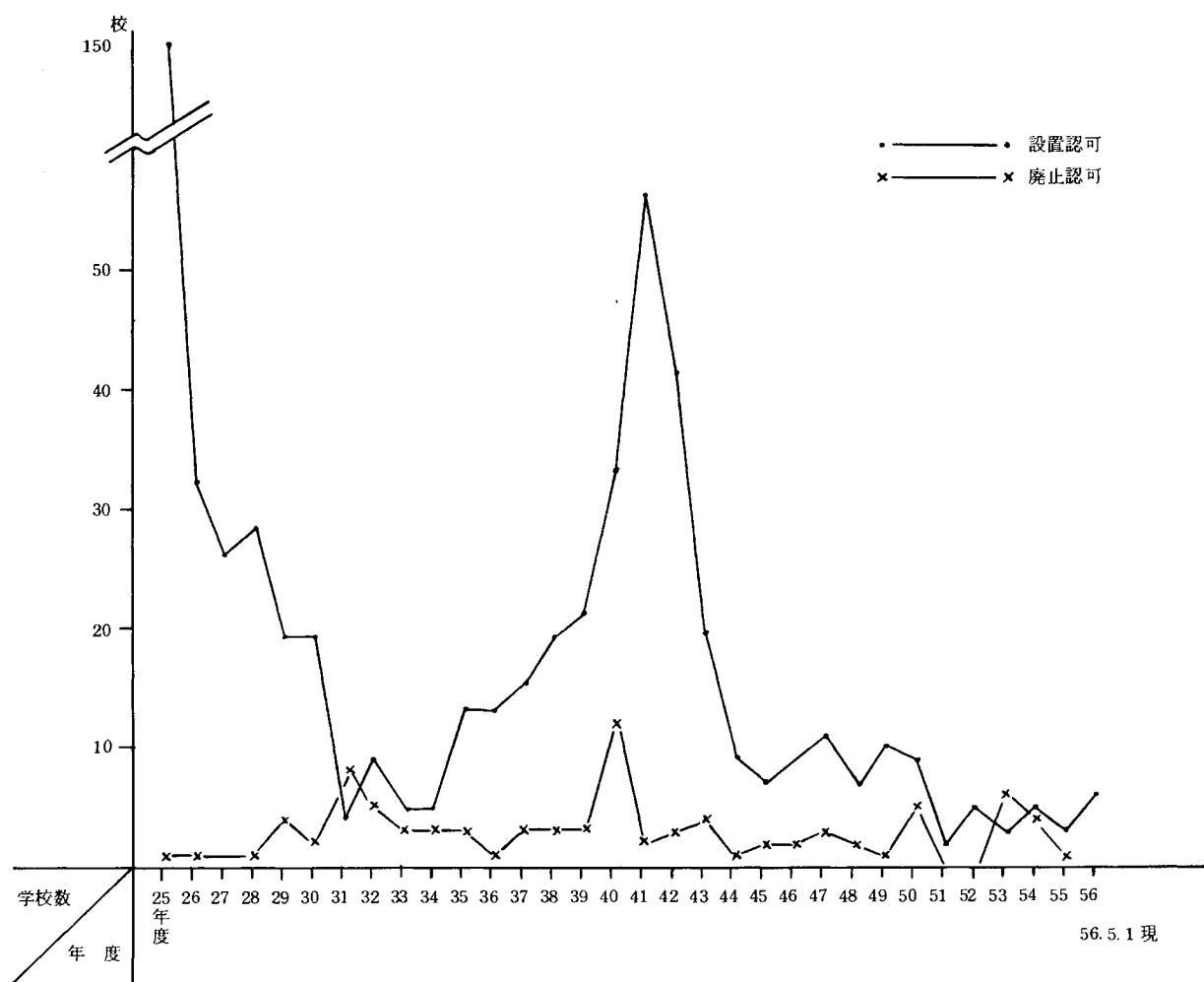
ところで、設置認可された短期大学が認可後、今日まですべて存続したわけではなく、設置認可された 612 校のうち 89 校は廃止されている。表 2 は廃止認

表 2 設置者別廃止認可短大の推移

廃止 年度 設置者	25 年度 限り	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	計
国 立										2					1	4	1	1	1										1		1		12
公 立						1	1	5	2		1	1		1		2					1						3						18
私 立		1	1		1	3	1	3	3	3	2		1	3	2	2	6	1	2	3	1	1	2	3	2	1	2			5	4		59
計		1	1		1	4	2	8	5	3	3	3	1	3	3	3	12	2	3	4	1	2	2	3	2	1	5			6	4	1	89

可状況をあらわしている。これによれば第 1 に、国立 12 校、公立 18 校、私立 59 校のあわせて 89 校が廃止認可され、廃止された短期大学の 66% は私立短期大

図 1 年度別設置、廃止認可短大数



学であること、第 2 に、表 2 および図 1 から明らかなとおり、それは設置認可状況と同様、ほぼ毎年、短期大学の一部が廃止されていることである。ちなみに、89 校の廃止後の形態を大別すると表 3 のとおりで、四年制大学に昇格移行した

表 3 廃止短大の移行形態

移 行 形 態	学 校 数
四 年 制 大 学 移 行	45(18)
高 等 専 門 学 校 移 行	4(3)
他 の 短 大 と 合 併	7(6)
閉 学	33(3)
計	89(30)

()内は国公立短大

短期大学 45 校、高等専門学校への移行 4 校、他の短期大学と合併した短期大学 7 校で、他の種類の高等教育機関へ転換するものが多い。中でも、四年制大学に昇格移行する短期大学の多いことが注目されるが、これに対し、閉学は 33 校で廃止認可された短期大学の 37% にすぎないのである。加えていえば、高等専門学校移行、合併をはかる短期大学は国公立短期大学に特徴的であり、また四年制大学移行、閉学は私立

短期大学に多い。

以上の事実から、わが国短期大学教育の現状は、第 1 に、昭和 56 年 5 月 1 日までに 612 校が設置認可され、そのうち 89 校が廃止認可された結果、523 校が存続していること、第 2 に、この 523 校の設置者別内わけは表 4 に示すと

表 4 設置者別開設年度別短大数

開設 年度 設置者	昭和 25 年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	計	
国 立		2	2	5	4	2					3	1						1				1	2	1	2	3	1	2	1	1	1		35	
公 立		11	4	4	5	3	2		1			1	1	1	2			1	2	2			1	1	1	1	3		1	1		1	2	52
私 立		106	21	14	14	4	11	3	8	2	2	8	8	11	16	20	30	48	38	14	9	7	7	7	5	7	3	1	2	1	4	1	4	436
計		117	27	20	24	11	15	3	9	2	5	10	9	12	18	20	30	49	41	16	9	7	9	10	7	10	9	2	5	3	5	3	6	523

り、国立 35 校、公立 52 校、私立 436 校で、私立短期大学の全体に占める割合は 83% におよんでいることを指摘できる。なお、四年制大学における私立大学の全体に占める割合は表 5 から明らかなとおり 72% であることと比較して、短期大学は高等教育機関の中でも特に私立主導の色彩を強くもっていることが明らかである。

表5 設置者別・大学別・学校数及び学生定員

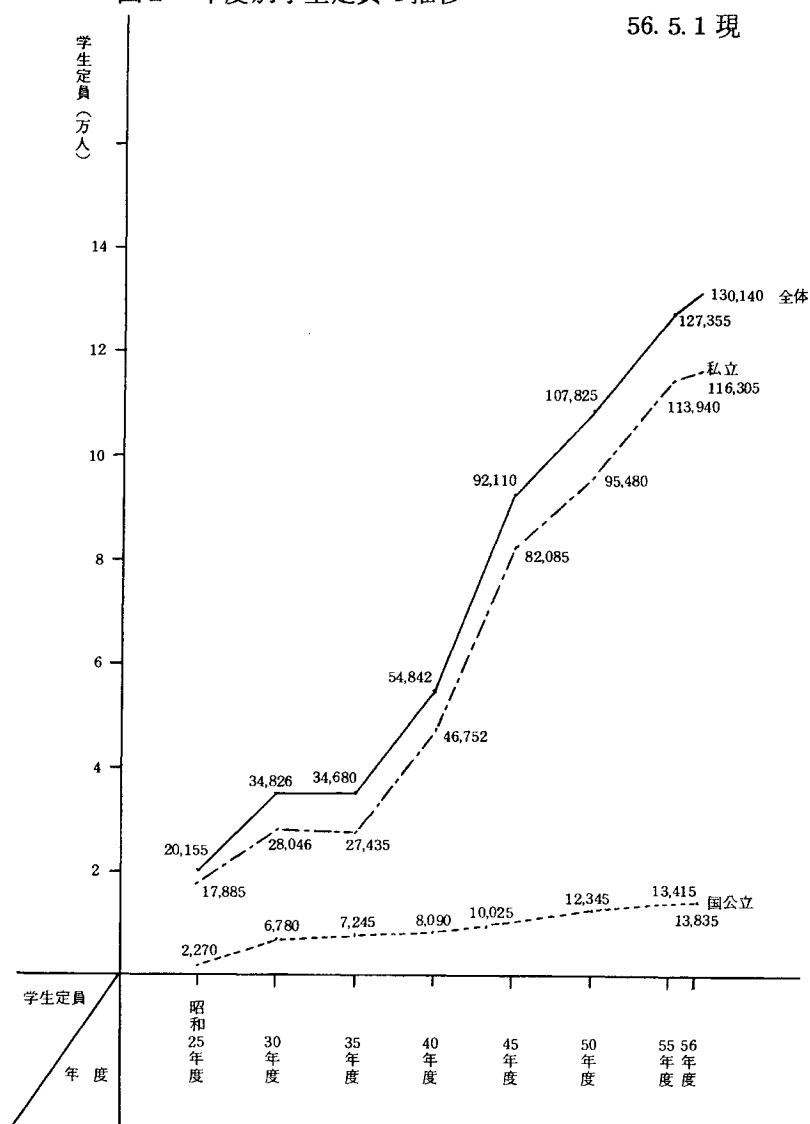
(%)

設置者 学校・学生数	短 期 大 学		四 年 制 大 学	
	学 校 数	学 生 定 員	学 校 数	学 生 定 員
国 立	35(6.7)	5,330(4.1)	93(20.7)	85,501(26.3)
公 立	52(9.9)	8,505(6.5)	34(7.5)	10,185(3.1)
私 立	436(83.4)	116,305(89.4)	324(71.8)	229,869(70.6)
計	523(100.0)	130,140(100.0)	451(100.0)	325,555(100.0)

56. 5. 1 現

図2 年度別学生定員の推移

56. 5. 1 現



それでは、このような短期大学の設置状況に対し、学生定員の総体的な推移はどのように変化しているのでしょうか。図2は年度別一学年の学生定員の推移を全般的傾向として捉えたものである。これによれば第1に、昭和25年度の総学生定員20,155人に対し、今日では130,140人とおよそ6.5倍に量的拡大がはかられていること、第2に、その拡大は昭和35年度を境に拡大傾向が顕著であること、第3に、この学生定員の設置者別の対25年度比拡大率は私立短期大学6.5倍、国公立短期大学6.1倍で、この両者には大差はないこと、第4にしかし、総学生定員に占める私立短期

大学学生の比重を考慮するならば、学生定員数の拡大は私立短期大学に依拠する

傾向が極めて強いことを指摘できる。

ところで前掲表 5 によれば、今日、短期大学の1校あたり平均学校規模は 249²⁰⁾人であり、短期大学が比較的小規模で設置運営されていることをものがたっている。ちなみに、短期大学の1校あたり平均学校規模の推移を表 6 によって示すと、

表 6 平均学校規模推移

平均学校規模 年度	学 校 数	学 生 定 員	平均学校規模
昭和 25 年度	149	20,155	135.3
30 年度	266	34,826	130.9
35 年度	280	34,680	123.9
40 年度	369	54,842	148.6
45 年度	479	92,110	192.3
50 年度	513	107,825	210.2
56 年度	523	130,140	248.8

表 7 地域別・大学別・学校数

(%)

大学 地域	短 期 大 学	四 年 制 大 学
北 海 道	27 (5.2)	22 (4.9)
東 北 ¹⁾	33 (6.3)	26 (5.8)
北 関 東 ²⁾	31 (5.9)	26 (5.8)
南 関 東 ³⁾	117 (22.4)	128 (28.4)
甲 信 越 ⁴⁾	23 (4.4)	11 (2.4)
北 陸 ⁵⁾	12 (2.3)	11 (2.4)
東 海 ⁶⁾	58 (11.1)	45 (10.0)
近 畿 ⁷⁾	100 (19.1)	93 (20.6)
中 国 ⁸⁾	39 (7.5)	28 (6.2)
四 国	20 (3.8)	12 (2.7)
九 州 (含沖縄)	63 (12.0)	49 (10.9)
計	523 (100.0)	451 (100.0)

短大、大学とも 56.5.1 現

- 1) 青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
- 2) 茨城、栃木、埼玉、群馬
- 3) 東京、千葉、神奈川
- 4) 山梨、長野、新潟
- 5) 福井、石川、富山
- 6) 静岡、愛知、岐阜、三重
- 7) 滋賀、大阪、京都、奈良、和歌山、兵庫
- 8) 鳥取、島根、岡山、広島、山口

そこからは次の 3 点の指摘ができる。第 1 に、1 校あたり平均学校規模は昭和 25 年度 135 人、昭和 30 年度 131 人、昭和 35 年度 124 人と、昭和 35 年度までは減少傾向を示すこと、第 2 に、同じく昭和 40 年度 149 人、昭和 45 年度 192 人、昭和 50 年度 210 人、昭和 56 年度 249 人と、昭和 40 年度以降は逆に増加傾向に転ずること、第 3 に、その結果、昭和 56 年度の平均学校規模は対 25 年度比 1.8 倍に拡大されていることである。短期大学制度の恒久化を契機に学校規模が拡大されている事実を示しているのである。なお、このように短期大学が比較的小規模で運営されている事実は、後に触れるように短期大学の数的拡大および短期大学教育の地方化の促進、そしてそれが地域の教育ニーズの一端を担うことになることと切り離し

て考えることはできないように思われる。それでは、その地方化の実態とはどのようなものであろうか。表7は全国を11のブロックに分け、短期大学および四年制大学の地域別設置状況を対比したものである。これによれば、現行の短期大学は南関東、近畿地域に多く、甲信越、北陸、四国地域には少ないことがわかる。

図3 短期大学及び四年制大学の地域比

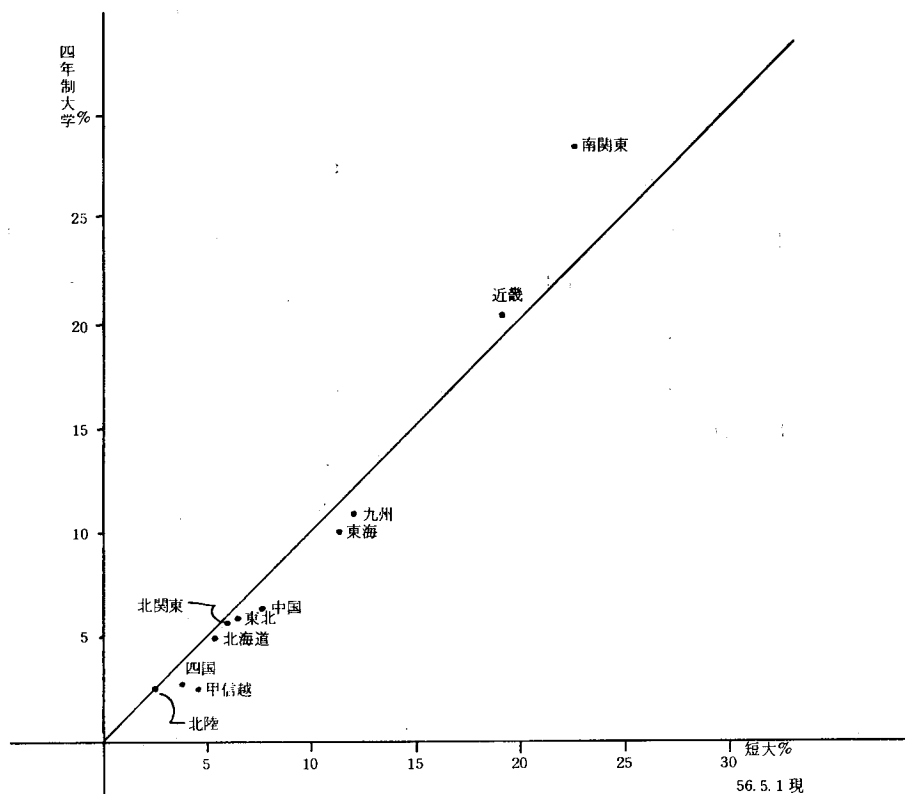


図3は表7を再編し、縦軸に四年制大学の、横軸に短期大学の地域別構成比を示している。中央の斜線は45度に引いている。したがって、この斜線より上に位置する地域を大学型地域とよぶならば、斜線より下に位置する地域は短大型地域と、そして斜線に接近した地域は中間型地域とよ

ぶことができよう。これによれば東京、大阪の大都市を含む南関東、近畿地域は大学型地域、北陸、北関東地域は中間型地域、また北海道、東北、甲信越、東海、中国、四国、九州の各地域はどちらかといえば短大型地域といえるのであり、短期大学が名実ともに高等教育機関として重要な役割りを果していることがわかる。

(ロ) 先行研究の整理

それでは、このような学生定員の量的変化の実態に関連して、先行研究はこの現状をどのように捉え、どのように整理しているのであろうか。学生定員の量的変化の実態に視点を求める分析は、わが国短期大学教育像を把握する具体的指標となるにもかかわらず、これまでのところこの視野にもとづく成果は必ずしも多くない。その中にあって前掲『女子高等教育の社会学的一考察』、『大学教育』、『私立短期大学白書』は、わが国短期大学教育の量的変化の実態を究明した労

作といえよう。すなわち『女子高等教育の社会学的一考察』では短期大学の学校数、学生数の拡大の推移を客観的に捉え、ことに学生数の推移に関し、女子学生の占める割合が昭和25年度の39%が、昭和45年度に83%に増大している²¹⁾事実から「やがては、短期大学が女子にとって普通教育にならんとしている…」と量的拡大の意味を述べているのである。また『大学教育』は、短期大学の1校あたり平均学校規模が比較的小さいことを捉え、「短期大学の量的拡大、普及を支えている制度的条件は、短期大学が学校規模において比較的小さくてよいことである」²²⁾と述べるとともに、その後の学生数の量的発展の著しいこと、すなわち、短期大学教育の高等教育における比重の高いことを指摘しているのである。また同書は「こうした事情によって、短期大学は、四年制大学が到底設置されないような小都市や郡部にも設置されており、大都市への遊学が困難な地方在住の男女青年に対して、高等教育を受ける機会を開いている」²⁴⁾とその意味を述べている。この点に関しては『私立短期大学白書』も同様に「短大の大都市集中から地方分散の傾向が現われ」²⁵⁾ているとの見解を示している。また、そこでは学生数の伸びに関し、「……昭和25年当初からあった有名短大では、後からできた短大よりも学生数の伸び率が低い」²⁶⁾と指摘し、学生定員の量的変化が開設年度によって差異のあることを指摘しているのである。

ともあれ先行研究の指摘はわが国短期大学教育において学校数、学生数が拡大し、短期大学教育の比重の高まっていることについて共通の理解に立っていると²⁷⁾いえよう。しかし、そこでの学生定員の量的変化の実態は、一般に個別短期大学の総計として整理され、総計として論じられているのである。このような分析方法によって捨象された個々の短期大学像を捉え直すことが本章の課題である。

(い) 第2節への作業説明

短期大学教育像の把握に必要なことは、個別短期大学の学生定員の量的変化の実態を一つひとつ正確に把握し、それを“全体と個”との関連構造の中で捉えることであろう。というのはわが国の短期大学は実にさまざまな規模で開設され、またその後の展開も一様ではないからである。表8は、わが国短期大学の学生定員の量的変化の実態を示した基礎表である。すなわち、表の縦軸は個別短期大学開設後の学校規模拡大率を示し、横軸は開設時の学校規模を50人単位で捉えている。その結論のみを指摘すればわが国の短期大学には、50人以下の学校規模で開設された短期大学もある反面、601人を超える規模で開設される短期大学

表8 学校規模変化率

計	108 (8)	258 (46)	76 (16)	37 (8)	12 (1)	10 (2)	1 (1)	2	1	1		1	507 (82)	
28.1 ~ 29.0	1												1	
16.1 ~ 17.0	3												3	
15.1 ~ 16.0														
14.1 ~ 15.0	1	1											2	
13.1 ~ 14.0	5	1											6	
12.1 ~ 13.0														
11.1 ~ 12.0	3		1										4	
10.1 ~ 11.0	1	2											3	
9.1 ~ 10.0	7	2											9	
8.1 ~ 9.0	7	1		1									9	
7.1 ~ 8.0	4 (1)	3											7 (1)	
6.1 ~ 7.0	4	9		1									14	
5.1 ~ 6.0	4	13		2									19	
4.1 ~ 5.0	15 (1)	22	2	1									40 (1)	
3.1 ~ 4.0	13 (2)	29 (3)	10 (1)	1	1								54 (6)	
2.1 ~ 3.0 平均2.5倍(私立2.7倍) (国公立1.6倍)	11 (2)	33 (7)	11 (3)	1	3	1							60 (12)	
1.1 ~ 2.0	9 (1)	97 (31)	25 (7)	16 (1)		3 (1)						1	151 (41)	
1.0	19 (1)	42 (5)	24 (5)	13 (7)	4 (1)	1			1				104 (19)	
0.7 ~ 0.9	1		2		2	2		2		1			10	
0.4 ~ 0.6		3		1	2	2	1 (1)						9 (1)	
0.1 ~ 0.3			1			1 (1)							2 (1)	
変 化 率 開設時の 学校規模	50 人 以下	51 100 人	101 150 人	151 200 人	201 250 人	251 300 人	301 350 人	351 400 人	401 450 人	451 500 人	501 550 人	551 600 人	601 650 人	計

()内は国公立短大

もあり、その後の展開も開設時の規模を 0.1 割乃至 0.3 割に縮小する短期大学もある一方で、規模を 28.8 倍にも拡大する短期大学のあることを示している。このような事実にもとづけば、総体的な量的変化は必ずしも個別短期大学の変化を説明するものとはいえないのである。

それでは、学生定員の量的変化を個別短期大学の実状を考慮して捉えようとするならば、それはどのような方法によればよいのであろうか。それは従来の「統計的」分析と「事例的」分析とを結合した手法により実態を解明することである。すなわち、(1)まず、個別短期大学の開設時と今日の学校規模について分析され、(2)その分析の結果から全体像を抽出し、(3)その上で全体像と個別短期大学との関係を分析することである。より具体的にいえば、現行 523 短大のそれぞれをある一定の基準で類型化することによって個々の短期大学の共通性と異質性を整理し、その中で個別短期大学の変化を捉えること、すなわち、個別短期大学の開設時の学校規模を明らかにし、その後の規模の変化の有無とその程度を解明することである。いま、この展開の過程を人の一生に喩えていえば、523 人の一人ひとりがどのような状況のもとに生れ、どのように成長してきたかその経歴をたどることにほかならない。この生れ、育つ成長の過程が、そしてある場合には死にいたる過程が一人ひとりについて捉えられてはじめて個人の経歴が解明されたことになるように、個別短期大学の展開過程の解明も開設時と今日との比較検討が必要となるのである。この過程を解明する方法を本研究では「学校規模変化率」分析法とよぶことにしているが、この分析法により、あるいはこれを再編操作することによって個別短期大学の規模変化の実態、開設年度上の特徴、学科の増廃とのかかわり等の解明が可能となると考えている。

具体的に「学校規模変化率」分析法について説明を加えることとする。まず、分析対象校について述べれば、すでに指摘したように昭和 56 年 5 月 1 日現在 523 短大が設置認可されているが、このうち全科学生募集停止中の 10 校、および昭和 56 年度に開設され比較検討のできない 6 校を除いた 507 校を分析対象校とした。前掲表 8 はこの 507 校を対象とした本分析法の基礎表となるものである。そこからは全 507 短大の開設時の平均学校規模は 103 人、平均変化率は 2.5 倍であることがわかる。

表 9 は表 8 を再編して学校規模変化の動向を示したもので、「学校規模変化率」分析法の分析表である。縦軸の規模変化率については平均変化率 2.5 倍を基準にしてプラス、マイナス 2.5 の範囲のうち変化率「1.0 倍」に該当する短期大学を

表9 「学校規模変化率」分析

計	108(8) 平均変化率 5.4 倍	371(70) 同 2.4 倍	28(4) 同 1.2 倍	507(82) 同 2.5 倍
非常に拡大 (5.1 倍以上)	40(1)	37		77(1)
拡大 (1.1～5.0 倍)	48(6)	248(53)	9(1)	305(60)
不変 (1.0 倍)	19(1)	79(17)	6(1)	104(19)
縮小 (0.9～0.1 倍)	1	7	13(2)	21(2)
規模変化 開設時の 学校規模	(50 人以下) 小規模短大	(51～200 人) 中規模短大	(201 人以上) 大規模短大	計

()内は国公立短大

除いて「拡大」と規定し、変化率 5.1 倍以上を「非常に拡大」、さらに変化率 0.9 倍乃至 0.1 倍を「縮小」、そして変化率「1.0 倍」を規模「不変」とおきかえた。横軸は表 8 の開設時の平均学校規模 103 人を含む「101 人～150 人」規模校を基準にして、これの前後の規模校「51 人～100 人」および「151～200 人」規模校を「中規模短大」と規定し、「50 人以下」規模校を「小規模短大」、201 人以上の規模校を「大規模短大」とおきかえ、学校規模別に短期大学を類型化しようとしている。

第 2 節 「学校規模変化率」分析法による実態の分析

表 8 の学校規模変化率を示す基礎表によれば、個別短期大学の規模拡大の態様は多様であった。しかし、その拡大には一定の傾向があり、かつ、そこには規模拡大を規定するいくつかの要因があることを窺わせていた。本節の主題は、高等教育の大衆化状況の中で、個別短期大学がどのように自らを表明し、社会的に位置づけてきたか、「学校規模変化率」分析法によって実態を解明し、その背後にある規模拡大の規定要因の事実関係を明らかにすることにある。

まず表 9 の「学校規模変化率」分析法により個別短期大学の規模拡大の実態を

検討してみよう。そこからはその特徴を次のように整理することができる。すなわち、第1に、開設時の学校規模を基準にして分類すると、全体のおよそ73%は「中規模短大」として開設され、「小規模短大」21%、「大規模短大」6%であること、第2に、その後の展開は学校規模を「非常に拡大」15%、「拡大」60%、「不変」21%、「縮小」4%で、全体の75%の短期大学が規模拡大をはかり、その反面、開設時のままの学校規模を今日に伝える短期大学も21%あり、規模変化の実態は大別して「拡大」と「不変」の二つに分類されること、第3に、この変化を開設時の学校規模とのかかわりでみると、(1)「小規模短大」として開設され、その後「非常に拡大」するパターン（以下、「小規模・非常に拡大校」という）、(2)「小規模・拡大校」、(3)「小規模・不変校」、(4)「小規模・縮小校」、(5)「中規模・非常に拡大校」、(6)「中規模・拡大校」、(7)「中規模・不変校」、(8)「中規模・縮小校」、(9)「大規模・拡大校」、(10)「大規模・不変校」、(11)「大規模・縮小校」の11パターンとして捉えられ、「大規模・非常に拡大校」には該当する短期大学のないこと、第4に、このうち、該当校の多い順に第5位までのパターンを摘記すれば、第1順位「中規模・拡大校」（49%）、第2順位「中規模・不変校」（16%）、第3順位「小規模・拡大校」（9%）、第4順位「小規模・非常に拡大校」（8%）、第5順位「中規模・非常に拡大校」（7%）であること、第5に、規模拡大の態様は開設時の学校規模の大小がその後の展開を規定していることである。すなわち、「小規模短大」のうち学校規模を「非常に拡大」は37%、「拡大」は44%あり、「小規模短大」のおよそ80%が規模の拡大をはかっている。この拡大傾向を平均変化率として捉えると5.4倍で拡大のポテンシャルは高い。「中規模短大」の場合にも全体の77%が規模の拡大をはかっているが、「非常に拡大」10%、「拡大」67%で「小規模短大」に比べ様相を異にしている。この場合の平均変化率は2.4倍で「小規模短大」に比べ半分以下に下がる。さらに「大規模短大」の場合では「拡大」は32%、これに対し「縮小」は46%で、そこでは規模の「縮小」が特徴的であることを示している。この場合の平均変化率は1.2倍で、開設時の学校規模を基準にしてみた場合、規模拡大のポテンシャルはもっとも弱い。

以上のような構造は、本研究の結論によればそれぞれの短期大学自身のもつ歴史の古さと開設後の学科増設数の大小に規定されていることを指摘できるのである。

(イ) 開設年度

表 1 0 「学校規模変化率」別開設年度

計	108(8) イ. 42(5) ロ. 19(1) ハ. 26 ニ. 18 ホ. 2(1) ヘ. 1(1)	371(70) イ. 139(30) ロ. 12(6) ハ. 42(6) ニ. 117(6) ホ. 36(8) ヘ. 25(14)	28(4) イ. 14(2) ロ. 2(1) ハ. 1 ニ. 5 ホ. 5(1) ヘ. 1	507(82) イ. 195(37) ロ. 33(8) ハ. 69(6) ニ. 140(6) ホ. 43(10) ヘ. 27(15)
非常に拡大	40(1) イ. 13(1) ロ. 10 ハ. 15 ニ. 2	37 イ. 23 ロ. 1 ハ. 5 ニ. 8		77(1) イ. 36(1) ロ. 11 ハ. 20 ニ. 10
拡大	48(6) イ. 22(4) ロ. 8(1) ハ. 10 ニ. 7 ホ. 1(1)	248(53) イ. 97(29) ロ. 9(5) ハ. 33(6) ニ. 79(1) ホ. 17(2) ヘ. 13(10)	9(1) イ. 7(1) ロ. ハ. ニ. 2	305(60) イ. 126(34) ロ. 17(6) ハ. 43(6) ニ. 88(1) ホ. 18(3) ヘ. 13(10)
不変	19(1) イ. 7 ロ. 1 ハ. ニ. 9 ホ. 1 ヘ. 1(1)	79(17) イ. 16(1) ロ. 2(1) ハ. 3 ニ. 27(5) ホ. 19(6) ヘ. 12(4)	6(1) イ. 1 ロ. 1 ハ. ニ. 1 ホ. 2(1) ヘ. 1	104(19) イ. 24(1) ロ. 4(1) ハ. 3 ニ. 37(5) ホ. 22(7) ヘ. 14(5)
縮小	1 イ. ロ. ハ. 1	7 イ. 3 ロ. ハ. 1 ニ. 3	13(2) イ. 6(1) ロ. 1(1) ハ. 1 ニ. 2 ホ. 3	21(2) イ. 9(1) ロ. 1(1) ハ. 3 ニ. 5 ホ. 3
規模変化 開設時の 学校規模	小規模 短大	中規模 短大	大規模 短大	計

・ 欄中のイ～への記号は短大の開設年度区分を示す。

昭和 25 ～ 29 年度…イ 昭和 40 ～ 44 年度…ニ

昭和 30 ～ 34 年度…ロ 昭和 45 ～ 49 年度…ホ

昭和 35 ～ 39 年度…ハ 昭和 50 年度以降 …ヘ

・ () 内は国公立短大

それでは、短期大学自身のもつ歴史の古さは短期大学の規模拡大をどのように規定しているのであろうか。ここではこの事実関係を明らかにしたい。そのためには「学校規模変化率」別に当該短期大学の開設年度を一定の基準によって分類し、比較検討を可能とする操作が必要となる。表10は当該短期大学を昭和25年度を基準にして5年単位で分類し、学校数を示したものであり、表11は表10

表11 「学校規模変化率」別開設年度比

計	8.1 : 1.9	5.2 : 4.8	6.1 : 3.9	5.9 : 4.1
非常に拡大	9.5 : 0.5	7.8 : 2.2		8.7 : 1.3
拡大	8.3 : 1.7	5.6 : 4.4	7.8 : 2.2	6.1 : 3.9
不変	4.2 : 5.8	2.7 : 7.3	3.3 : 6.7	3.0 : 7.0
縮小	10.0 : 0	5.7 : 4.3	6.2 : 3.8	6.2 : 3.8
規模変化 開設時の 学校規模	小規模短大	中規模短大	大規模短大	計

昭和39年度以前開設校：昭和40年度以降開設校

の開設年度区分を昭和39年度以前開設校（分類記号イ～ハ）と昭和40年度以降開設校（分類記号ニ～ヘ）とに再編したものである。ちなみに年度区分を昭和39年度に設定したのは、(1)昭和39年は短期大学制度30余年の歴史のほぼ中間点にあたるこ

と、(2)「学校教育法」の改正により短期大学制度が恒久化された時期でもあることによるものである。ここでは昭和39年度以前開設校と昭和40年度以降開設校の両者を比較することによって説明をすすめることとする。

まず、表11の開設年度との関連の事実から、わが国短期大学の規模変化の特徴は次のように整理されよう。第1に、学校規模を「非常に拡大」、「拡大」および「縮小」等の規模変化は昭和39年度以前開設の歴史の古い短期大学の占る割合が大きいこと、また「不変」は昭和40年度以降開設校の占る割合が大きいこと、第2に、昭和39年度以前開設校の介在の程度は「非常に拡大」がもっとも強く、「拡大」、「縮小」に対するかかわりはほぼ同程度であること、第3に、しかし、第2の指摘を開設時の学校規模の大小を考慮してみると、昭和39年度以前開設校の影響は「小規模短大」にもっとも強く、次いで「大規模短大」に、そして「中規模短大」はもっとも弱いことを指摘できるのである。

それでは、各パターンごとに開設年度のかかわりについてみることにする。は

じめに「小規模・非常に拡大校」では昭和39年度以前開設校と昭和40年度以降開設校の比率は9.5:0.5、「中規模・非常に拡大校」では7.8:2.2となり、いずれも前者のウェイトが高い。この関係は「小規模・拡大校」、「大規模・拡大校」についても同様に8.3:1.7、7.8:2.2の関係を示し、学校規模の拡大が主として古い歴史を有する短期大学を主体に展開されていることを示している。しかし、規模を「非常に拡大」する、あるいは「拡大」するものの中にも昭和40年度以降に開設された比較的歴史の浅い短期大学が10%乃至20%含まれている事実も見逃してはならないであろう。この種の短期大学は昭和39年度以前開設校とは異なるポテンシャルをもつ短期大学といえようが、それは具体的にはどのような短期大学を指すのであろうか。これらのすべてを摘記することは出来ない。そこで「小規模・非常に拡大校」、「中規模・非常に拡大校」の中にその例の一端を紹介してみたい。まず前者に該当する短期大学としては、岡崎女子短大（昭和40年度開設、以下、数字を記入）、和泉短大（40年）の2校、後者では常葉学園短大（41年）、常盤学園短大（41年）、夙川学院短大（40年）、佐賀女子短大（41年）、聖徳学園短大（40年）、大垣女子短大（44年）、鹿児島女子短大（40年）、奈良文化女子短大（40年）の8校を摘記できる。この合わせて10校に共通することは、(1)昭和40年以降開設校とはいふものの、すべて昭和40年代初頭の短期大学制度恒久化直後の比較的早い時期に開設されていること、(2)地方都市に所在していることである。しかし、「中規模・拡大校」の場合には現実の構成比は5.6:4.4の関係となり、学校規模の拡大をはかる短期大学でも前記「小規模・非常に拡大校」、「中規模・非常に拡大校」、「小規模・拡大校」および「大規模・拡大校」の4パターンの短期大学とは異なる要因によって規模の拡大がはかられていることを窺わせている。その拡大要因が何であるかを特定することはなかなかむづかしいが、あえていえば、さきに指摘した“小規模短大拡大”、“大規模短大縮小”の傾向と無関係ではないように思われる。すなわち、この両者の接点に位置する短期大学を現在の平均学校規模（249人）として捉えるならば、「中規模短大」であること自体が比較的安定的規模であることをものがたっているからである。

では次に、規模「不変」を基準にしてみたい。この場合には、昭和39年度以前開設校と昭和40年度以降開設校の比率は逆転し、昭和40年度以降開設校の割合が高くなる。すなわち、「中規模・不変校」2.7:7.3、「大規模・不変校」3.3:6.7、「小規模・不変校」では4.2:5.8となっている。これら開設時の学校

規模を今日に伝える短期大学のうち、昭和39年度以前開設校を実数で示すと31校である。規模拡大が一般的傾向の中であって、古い歴史を有しているにもかかわらず今日なお開設時の学校規模を保持するこれらの短期大学には規模拡大をはかる短期大学とは異なる学校経営観にもとづくものであることが窺えるが、それがどのようなものであるか本研究の枠組みの中から解明することはできない。しかし、この31校がどのような短期大学であるか、個別短期大学名を摘記することによっておおよそその特徴を知ることはできよう。そのすべてを摘記するゆとりはないので、ここでは「小規模・不変校」、「大規模・不変校」の中にその例を求めれば、まず前者には、大和学園女子短大(25年)、身延山短大(25年)、西山短大(25年)、聖母女子短大(25年)、日本基督教短大(26年)、大手前女子短大(26年)、日本赤十字中央女子短大(29年)、正眼短大(30年)の8校である。この8校の特徴を整理すれば、(1)すべて昭和30年度以前の短期大学制度発足直後に開設され歴史の古いこと、(2)6校までが宗教および医療に深いかわりをもつ短期大学であることを指摘できる。また後者には、熊本短大(25年)、西日本短大(32年)の2校が該当するのみで、ここからその特徴を整理することはむづかしい。しかし、あえていえばこの2校はいずれも九州地区に所在する短期大学であることを指摘するにとどめたい。

最後に規模「縮小」についてみることにする。まず「小規模・縮小校」は1校が該当するのみでそれは昭和39年度以前開設校であり、「中規模・縮小校」では5.7:4.3、「大規模・縮小校」では6.2:3.8で、昭和39年度以前開設校に「縮小」する傾向がみられるのである。

ところで、これまで昭和39年度以前開設校が学校規模の変化に与える影響の

大きいことを指摘してきたが、次に、先行研究とのかかわりで規模拡大の実態に触れておきたい。すなわち、表12は全短期大学の規模変化の実態を開設年度と開設時の学校規模とのかかわりで捉えたものであるが、これによれば第1に、全般的には規模拡大をもっとも顕著に示す短期大学は「昭和35～39年度」開設校の3.8倍、次

表12 開設年度別規模変化

開設年度 開設時の 学校規模	(倍)			
	小規模短大	中規模短大	大規模短大	平均
昭和25～29年度	4.8	3.1	1.4	2.8
昭和30～34年度	7.4	2.2	0.8	3.5
昭和35～39年度	7.6	2.9	0.6	3.8
昭和40～44年度	2.6	2.2	1.5	2.2
昭和45～49年度	1.5	1.3	0.8	1.2
昭和50年度以降	1.0	1.4	1.0	1.3
平均	5.4	2.4	1.2	2.5

いで「昭和30～34年度」開設校3.5倍、また「昭和25～29年度」開設校は2.8倍であるが、昭和40年度以降開設校については「昭和40～44年度」開設校2.2倍、「昭和45～49年度」および「昭和50年度以降」開設校はともに1.2乃至1.3倍となっていること、第2に、しかし、この拡大率は開設時の学校規模の大小によって様相を異にしていることである。すなわち、「小規模短大」で拡大率のもっとも高い年代区分は「昭和35～39年度」開設校（7.6倍）で、次いで「昭和30～34年度」（7.4倍）、「昭和25～29年度」（4.8倍）であり、昭和40年度以降開設の三年代区分は1.0乃至2.6倍と低い。しかし、「中規模短大」では「昭和25～29年度」開設校がもっとも高く（3.1倍）、次いで「昭和35～39年度」（2.9倍）で、「昭和30～34年度」、「昭和40～44年度」はいずれも2.2倍、また「昭和45～49年度」、「昭和50年度以降」は1.3乃至1.4倍である。また、「大規模短大」では「昭和25～29年度」、「昭和40～44年度」の兩年代区分で1.4乃至1.5倍を示し、他の年代区分はいずれも0.6乃至1.0倍と規模「不変」ないし「縮小」していることを示しているのである。このような事実によれば、「小規模短大」でもっとも規模変化の大きい短期大学は「昭和35～39年度」開設校であり、また「中規模短大」の場合では「昭和25～29年度」開設校であり、「大規模短大」の場合では「昭和40～44年度」、「昭和25～29年度」開設校となり、先行研究の指摘も、開設時の学校規模をインプットした分析によれば必ずしも妥当するものではないのである。なお、附言するならば、さきに指摘した“小規模短大拡大”、“大規模短大縮小”の担い手がいずれも「昭和30～34年度」および「昭和35～39年度」開設校であることをも窺うことができるのである。

以上の事実は何を意味するのであろうか。それは、わが国短期大学を現実に見てみる限り、「中規模短大」が比較的安定的規模であることを示していることである。このことは、「中規模短大」として開設された短期大学が全体の7割を占めること、かつ「中規模短大」の平均変化率が全507短大の平均変化率とほとんど変わらないことに裏付けられているように思われる。現実には個別短期大学が示す規模変化の実態に見てみる限り、短期大学の安定規模ともいえるべきものは「中規模短大」にあるといってもよいであろう。しかし、短期大学において何が安定的規模であり、またそうでないかの議論は地域の進学率、教育内容、社会的需給関係、競合教育機関との緊張対立関係等、さまざまな要素が加味されることによって決められるものであり、単に現象論的実態から指摘できるものでないこ

とはいうまでもない。

(ロ) 学科増廃状況

前項で短期大学の規模拡大、縮小は当該短期大学の開設年度に規定される関係にあることを述べてきた。それでは、いまひとつ規模拡大、縮小と表裏の関係にあると考えられる学科の増設・廃止とのかかわりはどのような状況にあるのであろうか。学科増廃は一般に短期大学教育の質を規定するものであり、本研究においてもその視点での詳細な分析は次章の検討課題にしている。それにもかかわらず、ここであえて学科増廃状況について検討することは次のような意味をもつと考えるからである。すなわち、一般に学校規模の拡大は既設の学科に対して学生定員が増減される場合と、学科増設、学科廃止の学科再編に連動する形で規定される場合が考えられるが、わが国短期大学の場合には後者のもつ意味が大きく、この関連性の解明なしには規模拡大の実態は把握しえないと考えるからである。ここでは学科増廃状況を数量的にのみ捉えることによって規模拡大にともなう学科編成の拡がり、すなわち、学科増廃の実態を掘り下げることとする。この解明は後にみることになる短期大学の質的展開をさぐる手がかりを得ることにもなる。

表13は「学校規模変化率」別に学科の増廃状況を示しているが、そこからはその特徴を次のように整理できる。すなわち第1に、学科増廃をまったくこころみることのない短期大学は205校あること、第2に、学科増設をはかる短期大学は281校で、増設学科の延数は518学科、これは1校あたり平均1.8学科を増設したことを意味していること、第3に、学科廃止をはかる短期大学は21校で、廃止学科の延数は34学科、これは1校あたり平均1.6学科を廃止したことを意味していること、第4に、この増設学科数と廃止学科数を通算し、全短期大学の平均を求めると1校あたり0.95学科を増設したことになり、個別学科を数量的に捉える限りにおいて学科編成の拡がりが積極的にはかられてきたこと、第5に、第4の指摘を開設時の学校規模別にみると、「小規模短大」の平均学科増設数1.3学科、「中規模短大」1.0学科、「大規模短大」－0.1学科で、学科増設は主として「小規模短大」、「中規模短大」によって担われていること、第6に、その学科増設は学校規模の拡大と連動する形で展開されていることを指摘できるのである。

それでは、第5の指摘にもとづき、「学校規模変化率」別に各パターンについてみてみよう。はじめに「小規模・非常に拡大校」（40校）では学科増廃に無

表13 「学校規模変化率」別学科の増廃

平均	±0.0	±0.0	+1.0	+2.2	+1.3	-0.3	+0.03	+1.0	+2.8	+1.0	-1.5	-0.2	+1.8	-0.1	+0.95
8学科													1(1)	1(1)	1(1)
7															3
6				1	1				2						8
5								2	6						
4				5	5			3(2)	3	6(2)			1	1	12(2)
3			2(2)	8	10(2)			18(7)	5	23(7)			1	1	34(9)
2			9	15	24			41(11)	14	55(11)					79(11)
1			22(2)	9(1)	31(3)		4	97(17)	6	107(17)	2	1	3	6	144(20)
±0	1	19(1)	15(2)	2	37(3)	5	74(17)	82(16)	1	162(33)	1	4(1)	1	6(1)	205(37)
-1						2	1	4		7	3(1)		2	5(1)	12(1)
-2								1		1	4(1)	1		5(1)	6(1)
-3											2			2	2
-4											1			1	1
学科増廃数 学校 規模変化率	縮	不	拡	非常に拡大	小計	縮	不	拡	非常に拡大	小計	縮	不	拡	非常に拡大	小計
	小	変	大	大		小	変	大	大		小	変	大	大	
小規模 中規模 大規模															

()内は国公立短大

関係の短期大学2校、1学科増設校9校、2乃至3学科増設校23校、4学科以上増設校6校となっている。このパターンに該当する40校が増設した学科数は平均2.2学科であり、規模拡大と学科増設とのかかわりの強いこと、いいかえれば学科レベルにおける学科編成の拡がり、すなわち学科新設のポテンシャルの高いことを示している。これに対し、「小規模・拡大校」(48校)は学科増廃に無関係15校、学科増設校33校である。このうち、1学科増設校22校、2乃至3学科増設校11校とすべて3学科以内であり、平均学科増設数は1.0学科となる。しかし、「小規模・不変校」(19校)および「小規模・縮小校」(1校)では、学科増廃をはかる短期大学はなく、規模「不変」と学科増廃のないことが一致している。

次に「中規模短大」についてみる。まず「中規模・非常に拡大校」(37校)では、4学科以上の学科増設校の割合が高くなることに特徴がある。すなわち、1学科増設校6校、2乃至3学科増設校19校で前記「小規模・非常に拡大校」に比べてその割合は低いが、4学科以上増設校は11校を数え、1校あたり平均学科増設数は2.8学科と学科増設傾向は強く、もっともポテンシャルの高いことを示している。また「中規模・拡大校」(248校)では、学科増廃に無関係82校、学科増設校161校、学科廃止校5校となっている。このうち、学科増設校についてみると1学科増設校97校、2乃至3学科増設校59校、4学科以上増設校5校、また学科廃止校については1学科廃止校4校、2学科廃止校1校で、平均学科増設数は1.0学科となる。「中規模・不変校」の場合では、79校中74校には学科増廃はなく、1学科増設校4校、1学科廃止校1校を示している。また「中規模・縮小校」の場合でも、7校中5校には学科増廃はなく、1学科廃止校が2校となっている。

最後に「大規模短大」についてみる。まず「大規模・拡大校」(8校)では3学科、4学科、それに8学科増設校が各1校、それに1学科廃止校2校と分散している。これは1校あたり平均して2.0学科を増設し、0.2学科を廃止し、結果的に1.8学科を増設したことを意味している。これに対し、「大規模・不変校」(6校)では学科増廃に無関係4校、1学科増設校1校、2学科廃止校1校で、平均学科増設数は-0.2学科となる。しかし、「大規模・縮小校」(13校)では学科廃止傾向が著しい。すなわち、13校中10校までが学科廃止校で、規模「縮小」が学科廃止とかかわりをもって進められてきたことを示している。具体的にいえば、1学科廃止校3校、2学科廃止校4校、3学科廃止校2校、4学科廃

止校が1校である。これに対し、学科増廃に無関係1校、1学科増設校は2校にすぎず、平均学科増設数は－1.5学科となる。

このように一般に学校規模の拡大が学科の増設をともない、学校規模の縮小が学科の廃止をともなう展開されている実態を示しているのである。

さて、第1節においてみたように、わが国短期大学教育における学生数の総体的な推移は、昭和25年の短期大学制度発足時に比し6.5倍に拡大し、四年制大学の同時期の拡大率²⁸⁾3.1倍に比べて高い。しかし、本節における分析の結果によれば、個別短期大学の規模拡大の実態は総体的分析の指摘からは窺い知ることのできない、極めて多様な変化をみせ、短期大学の規模変化が一様でないことを示しているのである。この分析の結果をいま一度確認すれば次のように整理できよう。すなわち、第1に、個別短期大学の学校規模の変化は極めて多様であること、第2に、この多様な変化は“小規模短大拡大”、“大規模短大縮小”の傾向が顕著にみられること、第3に、学校規模の変化は主として歴史の古い短期大学によって担われていること、第4に、短期大学の安定規模というべきものは「中規模短大」として捉えられること、第5に、学校規模の変化は単に学生定員が増大、あるいは縮小するにとどまらず、それは学科の増廃をともなう形で展開されていることである。従って、「……昭和25年当初からあった有名短大では、後からできた短大よりも学生数の伸びが低い」とする先行研究の指摘は、わが国短期大学の規模拡大を全般的傾向として捉える限りにおいて妥当するが、しかし、個別短期大学の分析に即して開設時の学校規模別にみれば、また別の姿をそこにみるのである。

以上の事実によれば、高等教育機関への進学率の高まりに対し、学生増への対応が既存の短期大学の規模拡大に依拠する傾向の強かったこと、また現実それにこたえる短期大学の多かったことを示すとともに、そこには短期大学教育の質的内容にも何らかの変化のあったことを窺わせているのである。この点については次章で詳述したいと思う。